

令和2年度 石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 令和2年11月26日(木) 午後2時00分～3時30分
- 2 開催場所 石川県庁 11階 第1106会議室
- 3 委員の出席 10名中9名出席
- 4 協議会の概要
開会挨拶：武田農林水産部次長兼水産課長
議 事：次第に基づき、順次説明及び質疑応答。

(1) 令和2年度遊漁・海面利用担当者会議について

事務局

令和2年10月27日(水)にweb会議にて開催された令和2年度遊漁・海面利用担当者会議における議事内容のうち、遊漁船業の適正化に関する法律の運用状況、遊漁に係る規制の調整状況、都道府県海面利用協議会の設置・活動状況、遊漁を含む海洋性リクリエーションに関するルール・マナー等の周知の取り組み状況、「やす」に関するトラブル、農林水産省共通申請サービス関係について説明した。

【説明内容】

①遊漁船業の適正化に関する法律の運用状況について

遊漁船業者への指導や違反状況等の説明に加え、昨年8月から今年の7月までの遊漁船事故発生状況を報告。石川県において遊漁船業者の事故は発生していないが、全国では様々な事故が起きている。衝突事故が多く、原因の大部分は見張り不十分とのこと。

②遊漁に係る規制の調整状況について

近年、全国で磯渡しや瀬渡し中の事故が多発したことから、平成30年10月に遊漁船業の業務規程例が改正された。水産庁からは、令和4年2月以降のライフジャケットの着用義務違反の罰則の適用に併せて、令和4年度までに業務規程例への対応率を100%にしたいとの意向が示された。

③都道府県海面利用協議会の設置・活動状況について

当協議会を開催している都道府県は年に1～2回の開催で、主な議題については地域の実情に即して多岐に渡っている。海面利用協議会を開催していない府県については、海区漁業調整委員会の分科会やトラブルが発生時に関係者を集めて任意の会議を開催しているとのことであった。

④遊漁を含む海洋性リクリエーションに関するルール・マナー等の周知の取り組み状況について

水産庁から、新型コロナウイルス感染が拡大している中で三密を避けられるレジャーとして釣りを始める方が多くなっているが、遊漁のルール、マナーを理解していない方が多く、漁港にごみを放置する等地元住民や漁業者とのトラブルが多くなっており、ルールの周知に努めてもらいたいとの説明があった。

⑤「やす」に関するトラブルについて

沖縄県からの質問に対し、各都道府県から回答があったもの。本県では「やす」の定義を「柄を手にもって目的物を突き刺すもの」とし、投射して目的物を突き刺すものは使用できない。本県ではトラブルになった事例は聞かれていないが、他県では、漁船の航路上での遊漁による危険な行為や長いやすの使用による漁業者や遊泳者への危険行為となっているとの事例があった。

⑥農林水産省共通申請サービス関係について

水産庁から口頭説明があり、遊漁船業者登録申請について電子申請を進めるとの説明があった。現時点では、紙媒体での申請に加え電子申請も可能にすることを目的としており、代理申請、スマホやタブレットでの申請が可能となるよう検討しているとのことであった

委員

一般の方から遊漁において魚突きに使うことができる道具、魚突きができる海域について尋ねられたが、はっきりと答えられなかった。

事務局

魚突きに使うやすについては、発射装置の有無ではなく使用時に柄を手を持つこととしている。海域については、はっきりと決められたものはないが、事前に漁協支所や漁業者に了解を得てからトラブルの無いように行ってほしい。

(2) 沿岸遊漁でのトラブルについて

事務局

密漁については近年少しずつ増加傾向にある。今年の密漁の特徴は外国人による密漁が目立ったこと。今後も海上保安部による取り締まりや県漁協による看板の設置などと併せて、県でも周知を図り密漁の防止に努めたい。また、最近、釣り人のマナーの悪さから、漁業者や地元住民とトラブルになるケースが増えているようである。県でも県漁協と連携し、パンフレットを配るなどマナーを守って釣りを楽しんでもらえるよう周知を図りたい。

委員

- ・今年のはわかめの密漁が非常に多かった。併せて、わかめを採取するときに使う草刈り鎌の所持で銃刀法違反にもなり、密漁と銃刀法違反の両方で検挙された例が多かった。
- ・密漁の防止には看板が非常に有効である。外国人は英語が解らない人もいるため、採取してはいけないものを絵で示すとわかりやすい。
- ・看板にはできるだけ細かく禁止事項や理由を記載した方が良い。
- ・マナーを守る釣り人を増やすために、有料で釣りを楽しむ場所を開放した方が良いのではないか。

事務局

- ・わかめの密漁については従前から多いが、近年取り締まりが厳しくなったことに

より検挙数も増えていると考えられる。今後、より周知を図っていきたい。

(3) 改正漁業法における密漁の罰則強化について

事務局

水産庁作成のパンフレットに沿って説明。特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪が新設され、ともに3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金が科せられる。また、無許可操業等の罪、漁業権侵害の罪についても罰則が引き上げられるので、注意してほしい。密漁防止については、県のホームページに密漁に関するページを作り周知を図るとともに、看板の設置についても今後県漁協とも協力しながら進めていきたい。